



～火災から生命を守る～ 住まいの防火対策！



普段の暮らしの中には、さまざまな原因で火災に至る危険があります。近年では、防火対策として住宅用火災警報器の設置や、住宅用消火器の設置を行うことで、火災の危険を少なくしていこうと活動していますが、町民の皆さまにまだまだ認知されていないのが現状であります。

今回は、暮らしの中に潜んでいる火災の危険を再確認し、かけがえのない生命や財産を火災から守るためにも、町民の皆さま一人ひとりが日頃から高い防災意識をもち、火気に対して十分な注意を払うようお願いいたします。

住まいの防火対策 ～ 住まいに潜む火災の危険 ～

1. たばこ
 - ・寝たばこは絶対にしない。
 - ・灰皿には水を入れ、必ず灰皿のあるところで吸いましょう。
2. コンロ
 - ・コンロから離れるときは、必ず火を消しましょう。
 - ・コンロのまわりを整理整頓しましょう。
3. 電気器具
 - ・家具類などにかくれているコンセントは、ほこりをためないように定期的に掃除をしましょう。
 - ・たこ足配線をしないようにしましょう。
4. 寝室
 - ・寝具類は防災品のものを使用しましょう。
5. 住宅周辺
 - ・家の周りに燃えやすいものを置かない。
 - ・物置や車庫に鍵をかけ放火を防ぎましょう。



◎火災の発生を早く知るためにも、住宅用火災警報器を設置しましょう！

～住宅用火災警報器の設置は義務です！～

もし、誰もいない部屋で火災が発生したら…、もし、就寝中に火災が発生したら…、火災の発生に気がつくのが遅くなります。



△住宅用火災警報器

部屋中に煙がまわると…
 ・視界が極端に悪くなる！
 ・煙の中の有毒ガスを吸うことに！

逃げられなくなってしまう！

だからこそ！ 煙を感知して知らせてくれる住宅用火災警報器の設置が重要です！

【お問い合わせ先】 斜里地区消防組合小清水分署予防・危険物係 ☎ (62) 2851

「空き家」になる場合はご連絡をお願いします！！

町では、防犯対策として「空き家」の確認を実施しておりますが、すべての状況を把握していません。

現在、「空き家」の取り壊しに対する補助や、ご寄付の申し出を受け付けていますが、場所・所有者・連絡先を把握するため、「空き家」になることが決まり次第、下記のお問い合わせ先までご連絡をお願いします。

なお、連絡先につきましては、「空き家」が防犯上問題となった場合のみ使用しません。それ以外の目的には使用しません。

【お問い合わせ先】 町民生活課住民活動係 ☎ (62) 4472



消費生活相談情報

「見るだけでいいから」と勧誘され… 展示会で何度も着物を購入

7年前、呉服店で小物を購入したところ、その1カ月後に着物の展示会に誘われ、担当者が自宅に迎えに来た。「買うつもりはない」と伝えたのに、会場でスタッフ数名に囲まれ、2点の反物のうちどちらがいいかと聞かれ「こっちが良い」と答えただけで買ったような雰囲気になり、契約してしまった。その後も、「見るだけでいいから」と誘われて参加すると、長時間勧誘されて断りきれず契約することを何度も繰り返し、総額1千万円以上も使ってしまった。(70歳代 女性)



- 「見るだけでいい」などと誘われて展示会場に行き、一度契約をすると、その後、次々と勧誘されることがあります。必要なければきっぱり断りましょう。購入するつもりがなければ、展示会に行かないことも大切です。
- 誰にも相談できないまま契約を重ね、問題が深刻化する例もあります。被害防止のためには、家族や介護関係者など周囲の見守りが不可欠です。家の中に見慣れないものや不審な契約書がないかなど、日ごろから気を配りましょう。
- 困ったときは、町民生活課住民活動係【☎ (62) 4472】にご相談ください。

小清水保育所開放のお知らせ～親子で遊びに来てみませんか？～

小清水保育所では、保育所及び幼稚園などに入所・入園されていないお子さんを対象に年2回の保育所開放を行っています。保育所開放では、同世代の子どもたちの遊びの場をつくと共に、保護者の皆さまの育児相談も受け付けております。

2回目の保育所開放は下記により予定しておりますので、子育ての参考として保育所の子どもたちと一緒に遊び、楽しいひとときを過ごしてみませんか？

▷日時 平成27年10月28日(水) 午前9時30分～11時

▷内容 ハロウィンパーティーに参加したり、同年齢の子どもたちと遊びます。お天気が良い日は体調に合わせて外遊びをすることもあります。



【申し込み・お問い合わせ先】 子育て支援課保育係 ☎ (62) 2702